議案第９７号

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

上記の議案を提出する。

令和元年９月１７日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

[redacted]（[redacted]）を相手方として、次のとおり訴えを提起する。

1　訴えの要旨

次の判決及び仮執行の宣言を求める。

⑴　[redacted]は、世田谷区に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を明け渡せ。

⑵　[redacted]は、世田谷区に対し、金２，９８８，５００円及び令和元年７月１日から本件建物の明渡済まで１箇月６３，８００円の割合による金員を支払え。

2　訴訟の目的の価額

金４，１６１，９５４円

（内訳）

訴えの要旨⑴に係る価額　金１，１７３，４５４円

訴えの要旨⑵に係る価額　金２，９８８，５００円

3　訴えを提起する理由

世田谷区は、[redacted]に対し、平成５年３月１６日付で、本件建物の使用の承認をしたが、平成１０年２月からその使用料及び共益費を滞納するようになった。

世田谷区は、[redacted]に対し、督促及び催告を行ったところ、被告より分割納付の申入れがあったため、[redacted]との間に訴え提起前の和解を成立させた。

しかし、[redacted]が和解どおりの支払をしなかったため、滞納は一向に解消せず、滞納額が次第に増加したため、本件建物の使用の承認を取り消した。

その後においても、[redacted]は滞納した使用料及び共益費の支払をせず、また、本件建物も明け渡さないので、訴えを提起する。

（別紙）

物　件　目　録

１　所　　在　[redacted]

２　住居表示　[redacted]

３　建物の名称　[redacted]

４　部屋番号　[redacted]

５　構　　造　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

６　専用床面積　４１．６平方メートル